

瀬戸内海国立公園（広島県地域及び山口県地域）の 公園区域及び公園計画の変更案の概要

1. 背景

瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島景観を中心とした優れた眺望に加えて、社寺仏閣や島嶼部の漁村・営農風景などの自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備讃瀬戸がわが国最初の国立公園の一つとして指定されています。

近年では、山口県地域において、大規模なニホンアワサンゴ群集や藻場などによる優れた海中景観が確認され、平成25年に屋代島（周防大島）沖に海域公園地区が新たに指定されました。

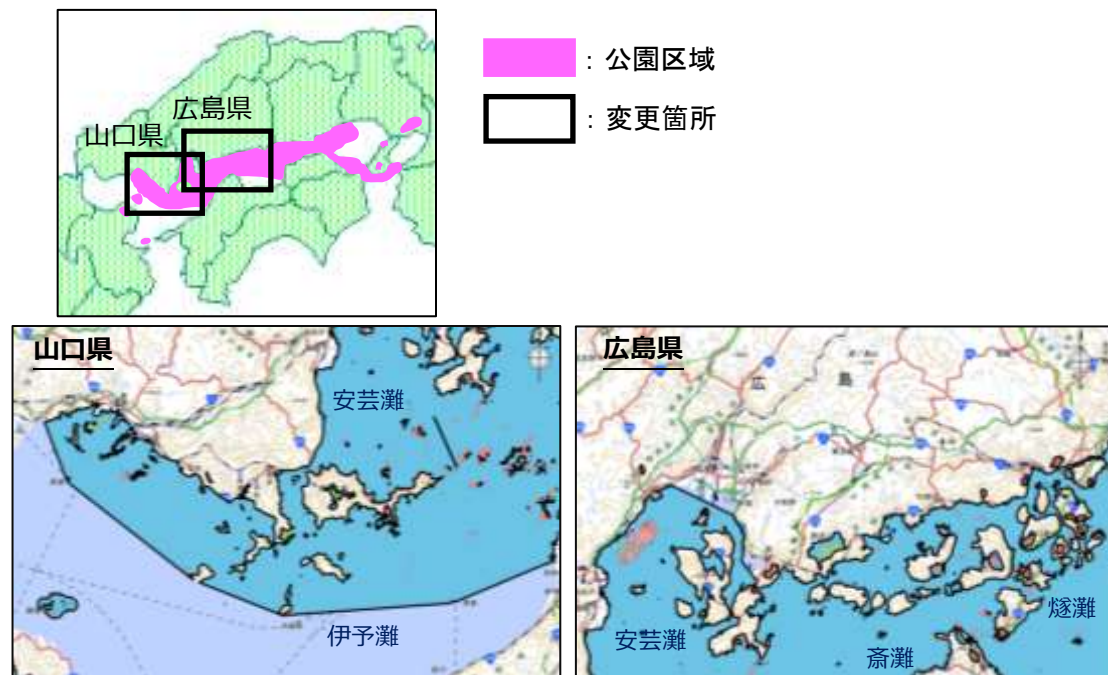
（広島県地域）

当該地域では、昭和62年に全般的な見直し（再検討）が行われた後、28年が経過し、海岸域の一部で埋立てが行われるなどの当該地域を取り巻く自然的・社会的条件の変化を踏まえ、より一層の適切な公園管理と利用促進の観点から、公園区域及び公園計画の変更（第1次点検）を行うものです。

（山口県地域）

当該地域では、平成25年に指定された海域公園地区の保全強化や眺望上重要な海岸景観の保護等を図る必要があります。このような当該地域を取り巻く自然的・社会的条件の変化を踏まえ、より一層の適切な公園管理と利用促進の観点から、公園区域及び公園計画の変更（第2次点検）を行うものです。

瀬戸内海国立公園（広島県地域及び山口県地域）



2. 変更案のポイント

(広島県地域)

- ・公園区域線が、海面の埋立てによって不明確になったことから公園区域の明確化を図ります。

(山口県地域)

- ・周防大島の海域公園地区及び海岸景観の保護を図るため、当該地区に隣接している陸域を公園区域に編入し、また、当該地区の適正な利用を図るために必要な施設計画を追加します。
- ・眺望上重要な海岸景観の保護を図るため、一部島嶼における公園区域の変更を行います。
- ・公園区域線が、海面の埋立てによって不明確になったことから公園区域の明確化を図ります。

3. 変更案の詳細

(1) 公園区域の変更

		広島県地域	山口県地域
○拡張する区域	(陸域)	4ha	304ha
	(海域)	—	—
○削除する区域	(陸域)	—	21ha
	(海域)	541ha	310ha

(2) 保護規制計画の変更

(広島県地域)

- ・第2種特別地域の拡張 0.1ha

(山口県地域)

- ・第2種特別地域の拡張 553ha
- ・第3種特別地域の拡張 39ha
- ・第3種特別地域の削除 21ha

(3) 利用施設計画の変更

(広島県地域)

—

(山口県地域)

ア. 単独施設

追加：園地（1カ所）

イ. 道路（車道）

追加：伊崎牛ヶ首線（1路線）

(参考) 瀬戸内海国立公園区域の面積

変 更 前	変 更 後	面積の増減
<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸域 (広島県地域) 10,681ha (山口県地域) 5,910ha ・ 海域 837,541ha (うち、海域公園地区4箇所:56.4ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸域 (広島県地域) 10,685ha (山口県地域) 6,214ha ・ 海域 836,689ha (うち、海域公園地区4箇所:56.4ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸域 (広島県地域) +4ha (山口県地域) +304ha ・ 海域 -851ha (うち、海域公園地区4箇所:56.4ha)

※海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示しているものです。

※再計測の上、修正を行っているので変更前の面積に増減分を加えても変更後の面積には合致しません。